平成２６年（フ）第８８号
千葉市花見川区横戸町1594番地23　オレンジハウス101号
債務者　土屋一太郎
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
千葉市中央区祐光２丁目３番１棟702号
債務者　中村　法恵
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４３号
千葉県市川市塩浜４丁目４番3164号　市営住宅塩浜団地３棟
債務者　高山　一弘
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
千葉県習志野市実籾１丁目４番１号　ゴールドショップ習志野
債務者　岩永　美代
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
千葉県船橋市南三咲３丁目17番３号　フライトⅢ―101号
債務者　印南　昌彦
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
千葉県鴨川市内浦295番地１
債務者　三浦あけみ
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第７９号
石川県白山市北安田町5072番地　プロプルⅢ103号室、従前の住所石川県白山市北安田町1728番地50
債務者　成瀬真太郎
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９０号
石川県野々市市押野２丁目226番地　コーポ村中102号室
債務者　堀　　明彦
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
金沢市弥生１丁目24番19号、従前の住所千葉県柏市若柴361番地１
債務者　関　　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
長野県上田市上田2021番地９　新田ツインズＤ－１号
債務者　吉村ゆかり
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２号
長野県上田市生田3751番地１　ココ生田101号
債務者　柳澤　和弘
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１６号
長野県上田市中之条508番地１　ウイングＡ棟201号
債務者　小宮山宏治
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４２号
長野県松本市大字笹賀5893番地５
債務者　梶　明日香
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４６号
長野県松本市大字笹賀5893番地５
債務者　梶　　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３号
長野県茅野市玉川4541番地２
債務者　大久保由美
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３５８号
名古屋市瑞穂区豊岡通１丁目37番地　瑞穂サンハイツ204号
債務者　纐纈　紗代
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１号
三重県鈴鹿市稲生４丁目19番25号　エスポワールすずき202
債務者　川内　美香
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所破産係